

高知県産材利用推進方針

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第11条第1項の規定に基づき、国が定めた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針、及び「高知県産木材の供給及び利用の促進に関する条例」（平成29年3月24日条例第1号）」、及び「高知県環境不動産の建築の促進に関する条例（令和5年3月28日条例第1号）」に則して、県産材の利用推進に必要な事項を定めるものである。

第1 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用の促進の意義

本県は、森林面積が県土の約84%を占める日本一の森林県である。

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、県民生活及び県民経済の安定に重要な役割を担っていることから、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが望まれる。

特に、県内の人工林は戦後に植林され、本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源を余すことなく活用することが産業振興の面からも重要になっている。

このような現状の中で、県産材（県内で生産された木材をいう。以下同じ。）の需要を拡大することは、林業の活性化を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や中山間をはじめとする地域の活性化に貢献するものである。

2 建築物等における木材の利用の促進の効果

公共建築物や公共土木工事は、広く県民の利用に供されるものであることから、多くの県民に対して、木との触れ合いや木の良さを実感する機会を提供することができる。

また、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材利用の意義について県民の理解を深めることができる。

このようなことから、県が整備する公共建築物や公共土木工事において率先して木材を利用することにより、直接的な効果はもとより、一般建築物における県産材の利用の促進、さらには工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての県産材の利用拡大といった波及効果も期待できる。

特に、CLT（クロス・ラミネテッド・ティンバー 直交集成板）等の新たな木質部材については、これまで木材があまり使われてこなかった非住宅や中高層建築物などへの利用ができることから、庁舎等の公共建築物で積極的にCLTを活用することにより、建築物全般において利用が広がる。

加えて、森林が吸収した二酸化炭素を炭素として貯蔵する木材の建築物への利用を促進していくことは、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化並びに二酸化炭素の排出の抑制につながり、脱炭素社会の実現等に大きく貢献することが期待される。

第2 建築物等における木材の利用の促進のための施策並びに公共建築物及び公共土木工事における木材利用の目標

1 公共建築物への木材利用の推進

- (1) 県有施設は原則木造とする。その基準は別表「高知県公共建築物木造化基準」とする。
- (2) 県有施設の内装は原則木質化とする。その内容については、県産材利用推進に向けた行動計画に定める。
- (3) 県有施設の外装や設備・備品類等は木材を積極的に活用する。

- (4) 県有施設において冷暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入を積極的に取り組むものとする。
- (5) (1) から (4) にあたっては、原則県産材を使用するものとし、そのうち、高知県グリーン購入基本方針に定められている重点調達品目に該当するものについては、その判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

2 公共土木工事への積極的な木材利用の推進

- (1) 県の土木工事においては、木材利用工法の積極的な採択に努める。
- (2) 県の土木工事のうち木製型枠の使用が適当と認められる別に定める工事においては、特記仕様書に木製型枠を使用することを明示する。また、看板・バリケード等工事関連資材においても積極的な木製品使用に努めるものとする。
- (3) (1) (2) にあたっては、県産材を優先使用するものとし、そのうち、高知県グリーン購入基本方針に定められている重点調達品目に該当するものについては、その判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

3 民間建築物への木材利用の促進

県は、県内の民間建築物において、木材の利用が促進されるよう、木造建築の普及、木造利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、高知県環境不動産認定制度及び建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとする。

第3 建築物等の整備に要する木材の供給に関する基本的事項

県は、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者と連携し、素材生産の合理化、加工体制の拡充、木材の需給に関する情報の共有等を通じて、公共建築物等の整備に必要な木材の安定的な供給体制づくりに取り組むものとする。

第4 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 木材利用の促進のための体制の整備

- (1) 県は、庁内に設置された県産材利用推進本部において、県産材利用推進に向けた行動計画を定め、全庁的なフォローアップ等を行い県産材の利用の促進を図るものとする。
- (2) 庁内関係部局は、市町村や学校法人、社会福祉法人、医療法人等公益団体に対して、県産材を活用した施設の木造・木質化や備品類等の木質化、ボイラー等への木質バイオマスの利用及び土木工事での県産材の積極的な活用を要請するものとする。

2 市町村の取り組みへの支援

市町村が、法第12条第1項に規定する市町村の区域内の「建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定め、積極的に県産材を利用する場合これを支援するよう努めるものとする。

3 事業者の取り組みへの支援

県は、建築主である事業者が木材の利用を促進するため、建築物木材利用促進協定の活用を図るとともに、同協定に基づく支援を行うものとする。

附則

この方針は、平成23年4月1日から施行する。
平成27年4月1日から施行する。

平成29年4月1日から施行する。
令和 3年4月1日から施行する。
令和 4年4月1日から施行する。
令和 5年12月11日から施行する。

高知県公共建築物木造化基準

原則、全ての建築物を木造化の検討の対象とする。

建 築 物 の 用 途		建築物の規模（１棟当たりの階数）の目安
		準耐火建築物は木造とする。
庁舎・研修所 交番・駐在所		４階建以下は木造とする
学 校		３階建以下は木造とする
スポーツ施設 （体育館、武道館等）		３階建以下は木造とする
文化施設 （図書館、美術館）		３階建以下は木造とする
集会場		２階建以下は木造とする
病 院	入院施設	３階建以下は木造とする
社会福祉施設		法令の範囲内で可能なものは木造とする
県営住宅 職員住宅		３階建以下は木造とする
宿泊施設		２階建以下は木造とする
展示場 物品販売所 観光施設		２階建以下は木造とする
試験研究機関	管理棟	４階建以下は木造とする
	研究棟	研究内容により判断し、可能なものは木造とする
倉 庫		３階建以下は木造とする（３階200m ² 未満）

※①以下の場合、非木造とすることができる。

- ア コストや技術の面で木造化が困難な場合
- イ 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ウ 治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- エ 博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設など当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な施設

②非木造とした全ての建築物について、以下項目を木造とするなど、他工法との混構造を検討する。

- ア 上層階の木造化
- イ 耐力壁や床への部分利用など

③300m³以上の建築物については、高知県環境不動産の認定等に関する取扱要綱別紙「高知県環境不動産独自基準」の基準を参考に、以下のア及びイの木材利用に努める。

- ア 建築物の延べ面積1m²当たりの木材利用量（木材利用量m³÷延面積m²）が0.15m³以上
- イ 県産木材利用率（県産木材利用量÷木材利用量）が60%以上